

(別記2)

## 動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた試験的取組支援事業

### 第1 事業概要

本取組においては、牛肉輸出に関して米国・欧州連合等が要求する頭絡による家畜の取扱いや懸垂放血によると畜への対応により生じる課題の解決に必要な会議の開催、海外調査、試験的取組等を実施できるものとする。

### 第2 事業実施主体

実施要綱別表の事業実施主体の欄の2の畜産物輸出コンソーシアム（畜産物輸出コンソーシアムの設立が完了するまでの間における、畜産物輸出コンソーシアムを設立しようとする者を含む。以下「コンソーシアム」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 1 別記1のコンソーシアムの設立・運営支援事業を実施するコンソーシアムであること。
- 2 コンソーシアムの構成員（コンソーシアムの設立が完了するまでの間においては、コンソーシアムを設立しようとする者。以下同じ。）である食肉処理施設が、米国又は欧州連合向けの輸出施設認定を受けていること。

なお、事業の採択に当たっては、以下に掲げる（1）、（2）の順に優先することとする。

- （1）牛肉の輸出量の多いコンソーシアム
- （2）構成員である生産者数が多いコンソーシアム

### 第3 成果目標及び目標年度

実施要綱第4の生産局長が別に定める成果目標は、次に掲げるとおりとする。

#### 1 成果目標

成果目標は、本事業を実施することにより、以下の全てを達成するものとする。

- （1）輸出向け牛の動物福祉に配慮した取扱い状況の改善
- （2）血斑発生率の低下

#### 2 目標年度

本事業は、事業完了年度から3年度以内に設定するものとする。

### 第4 補助対象経費等

本事業の補助対象経費は、別表に掲げるとおりとする。

### 第5 事業実施の手続等

事業実施の手続、事業の着手、事業の評価、調査及び報告は、別記1の事業と合わせて別記1に定めるところにより行うこと。ただし、別表の事業の種類欄の3の頭絡

による家畜の取扱い及び血斑低減のための取組については、別記1の第6の8の規定の対象外とし、事業目的の実現のために必要な場合については、交付決定前に着手することができる。

## 第6 その他

### 1 不正行為等に対する措置

国は、事業実施主体の代表者、理事、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあつては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

## 別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 頭絡による家畜の取扱いや血斑低減の取組のための推進会議、研修会等の開催	推進会議の開催に直接必要な会場借料、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、資材費、旅費、謝金、賃金、委託費、雑役務費等	定額
2 血斑低減のための海外調査	海外調査に直接必要な渡航費、滞在費、通訳費等の現地調査に直接的に必要な経費。 なお、海外調査は、他のコンソーシアムと共同で行う等補助金の低減に努めること。	定額
3 頭絡による家畜の取扱い及び血斑低減のための取組	頭絡による家畜の取扱いのために直接必要な頭絡の配布及び血斑低減のために直接必要な搬出作業の委託、搬入作業員の増員、と畜作業員の増員、各種データの取りまとめ・分析等の経費	定額 (当該経費相当として食肉処理施設における令和3年1月28日以降の牛(ホルスタイン種の雌を除く。以下同じ。)のと畜頭数に応じて牛一頭当たり5,500円を奨励金として交付する。ただし、対象頭数は、令和元年度のと畜実績頭数を上限とする。)
4 血斑低減のための試験・研究を行う場合の、試験・研究に必要な資材費	血斑低減のための試験・研究に直接必要な試験費、資材費等の経費	定額

補助対象経費の整理に当たっては、別記1の別表の費目ごとに整理するとともに特別会計等の区分整理を行うものとする。